

「しまろ」商標使用管理要綱（Q & A）

高知県農産物マーケティング戦略課 作成

第2条 定義

Q1：条件を満たした青果物及び加工品等の商品とは、何を指すか。

A1：商標使用管理要綱の別表1に定めている品種以外が混入しない状態を確保するために、本Q&Aの別紙1に記載している区分に該当する状況で生産された青果物及び加工品等を指します。

第4条 使用申請

Q2：使用申請書は、いつまでに提出が必要か。

A2：商標を使用しようとする時点には、知事からの許諾を受けた状態である必要があります。申請内容の確認に時間を要しますので、1ヶ月程度余裕をもった申請をお願いします。

Q3：申請できる者はだれか。

A3：個人生産者のほか、生産者組織及び集出荷事業者、加工業者等の申請が可能です。

なお、本社所在地が県外の事業者においては、別途協議を実施します。

申請団体について	申請方法
個人で生産から販売を行う生産者	個人で申請書を作成のうえ、直接申請。
JAグループ高知	該当する地区JAごとに直接申請。
県内青果市場等	各市場が申請書を作成のうえ、直接申請。
加工業者等	各業者が申請書を作成のうえ、直接申請。

Q4：名簿に記載すべき情報はなにか。

A4：氏名、栽培面積(ほ場ごと)、栽培品種(ほ場ごと)、本Q&Aの別紙1に記載している区分が分かる名簿を添付してください。なお名簿については、本Q&Aの別紙2をそのまま使用いただくか、参考とし個人で作成いただいても問題ありません。

Q5：「高知県電子申請システム」での申請方法は。

A5：電子申請システムマニュアルをご覧ください。システム上で申請が可能となります。また、承諾書等も本システムを経由して送付され、一元的にデータ管理が可能です。

なお、本システムの使用を推奨しますが、メールや郵送等での対応も引き続き可能です。

第6条 使用許諾

Q6：申請内容を審査し、適当と認められる場合とはどのような状況を想定しているか。

A6：商標使用管理要綱の別表1に定めている品種以外が混入しない状態を確保するために、本Q&Aの別紙1に記載している区分に沿って許諾の可否を判断します（A1 再掲）。

なお、区分1及び3については、具体的な混入防止策について別紙3に記入のうえ提出してください。

第8条 使用実績の報告

Q7：使用実績書の提出期限はいつか。

A7：実績書の提出については、栽培体系ごとに下記のように振り分けます。

	報告する栽培期間	実績書提出期限
夏秋栽培	定植日からその年の12月末まで 例：R7.5.5に定植し、R7.11.10まで出荷した場合 R7.6.10（出荷開始日など）～R7.11.10	毎年1月末まで 例 R8.1.31まで
促成栽培	定植日以降から翌年の7月末まで 例：R7.8.31に定植し、R8.7.1まで出荷した場合 R7.10.1（出荷開始日など）～R8.7.1	翌年の8月末まで 例 R8.8.31まで
周年栽培	毎年9月1日～8月31日末まで	毎年9月末まで

Q8：実績書に添付する名簿に記載すべき情報はなにか

A8：本Q&Aの別紙3へ次作の作付けを記入してください。

作付け計画が不確定の場合は、用紙内の余白へ分かるように記載してください。

周年栽培の方は、実績書報告時点の①促成栽培の作付け、②翌年度の夏秋栽培の作付け計画の両方を記載してください。

Q9：混入防止策に記載している内容が変更となった場合はどのように対応すればよいか

A9：変更案を別紙3に記載のうえ提出してください。

第9条 許諾内容の変更

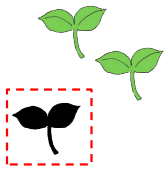
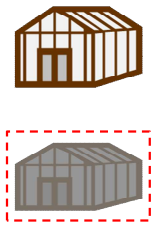

Q10：Q4で報告した名簿に変更があった場合も変更申請が必要か。

A10：名簿については、毎年報告する実績書にて、次作の作付け計画を添付することを前提としているため、変更申請の必要はありません。

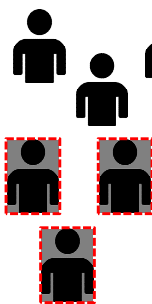
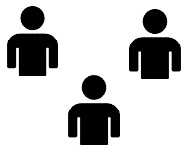
別記第5号様式に記載されている内容に変更があった場合のみ報告してください。

別紙1

1 収穫から販売までを行う生産者個人が申請する場合

栽培状況	イメージ図	許諾の可否	区分
非辛み品種と他品種を混植している場合	 <p>非辛み品種 非辛み品種 以外も栽培</p>	×許諾不可	
非辛み品種を栽培しているほ場だけでなく、他品種を栽培しているほ場がある場合	 <p>非辛み品種のみ栽培 非辛み品種 以外も栽培</p>	×許諾不可 ※ただし、収穫日を完全に分ける等混入防止対応が可能な場合のみ許諾可能。 ※栽培方法について個別に確認を行い、判断します。	区分1
非辛み品種のみ栽培している場合	 <p>非辛み品種のみ栽培</p>	○許諾可能	区分2

2 出荷委託先が申請する場合

出荷状況	イメージ図	許諾の可否	区分
複数の部会員のうち、区分1または区分2を満たす生産者と他品種生産者が混在している場合	 <p>区分1または区分2に該当する生産者 区分に該当しない生産者</p>	×許諾不可 ※ただし、調整レーン等を完全に分ける等により、区分1と区分2の生産者と区分外生産者の混入防止が可能な場合のみ許諾可能。	区分3
部会員の全員が区分1または区分2(非辛み品種のみ栽培)を満たしている場合	 <p>区分1または区分2に該当する生産者</p>	○許諾可能	区分4

3 加工販売について

原材料の状況	許諾の可否	区分
区分1～4以外のシトウも含まれる場合	×許諾不可	
区分1～4に該当するシトウのみを使用する場合	○許諾可能 ※原材料について個別に確認を行い、判断します。	区分5

別紙2

(例)

【初回申請用】生産者名簿（要綱第4条参考資料）

1 生産者個人が申請

申請者氏名： 高知 ししお

いずれかにチェックしてください。

非辛み品種以外の栽培ほ場はあるが混入防止対策を実施するため、利用区分は**区分1**となります。

非辛み品種のみ栽培しているため、利用区分は**区分2**となります。

どちらかを選択して
記載してください。

ほ場概要：

栽培体系			栽培面積 (a)	栽培品種
<input type="checkbox"/> 夏秋	<input checked="" type="checkbox"/> 促成	<input type="checkbox"/> 周年	10	高育交 15号
<input type="checkbox"/> 夏秋	<input checked="" type="checkbox"/> 促成	<input type="checkbox"/> 周年	10	土佐じしスリム

2 出荷委託先が申請

申請団体：〇〇会社 〇〇地区〇〇出荷場 など

いずれかにチェックしてください。

部会員のうち、区分1または区分2を満たす生産者と他品種生産者が混在しているが混入防止対策を実施するため、利用区分は**区分3**となります。

部会員の全員が区分1または区分2を満たしているため、利用区分は**区分4**となります。

ほ場概要： いずれかにチェックしてください。 夏秋 促成 周年

氏名	栽培面積 (a)	栽培品種	区分1又は2
南国 ししこ	10	高育交 15号	1
南国 ししこ	10	土佐じしスリム	1
丸ノ内 花子	6	高育交 15号	2
〰	〰	〰	〰
〰	〰	〰	〰
土佐 はなこ	6	高育交 15号	2

その他、本申請区分対象外 **7名、95a。**

※本申請区分対象外の収穫物については、別添混入防止対策をもとに明確に区分します。

混入防止策について（要綱第4条、9条参考資料）

1 申請者情報

記載日：令和7年9月1日

申請団体名：コウチファーム

代表者名：高知 ししお

2 混入防止策を記載してください

ポイント①収穫後の荷物の動きを時系列に沿って記載してください。

ポイント②『収穫日を完全に分ける』又は『収穫日をわけることと同等の対応』が求められます。

ポイント③写真等の添付も可能です。また、複数ページになっても構いません。

(例1：個人生産者)

1 前提条件

- ・収穫ハウスのうち、1号は「土佐じしスリム」を栽培、2号は「高育交シシ15号」を栽培。
- ・出荷調整作業は、1号ハウスと2号ハウスともに同一作業場で実施している。
- ・常時『ししまろ』として出荷するのではなく、発注に応じて出荷したい。
- ・収穫作業員も雇用している。

2 対策

- ・出荷調整場所が共通であることに加え、収穫日が重なる場合もある。
⇒『ししまろ』として販売する時には、2号ハウスの中で収穫、箱詰め、封作業まで行い、他の品種が混じることがないようにする。
- ・収穫作業員に対し、『ししまろ』と表示して販売するにあたって対象外品種が混在しない対応が必要である旨の説明を必ず実施する。

(例2：出荷団体)

1 前提条件

- ・総生産者20名のうち10名が非辛みシシトウを栽培している。
- ・常時『ししまろ』として出荷するのではなく、発注に応じて出荷したい。
- ・収穫作業員も雇用している。

2 対策

- ・『非辛みシシトウ』のみ栽培している生産者のシシトウを使用する。
- ・通常の作業場所と別の場所で出荷調整作業を最後まで行う（※通常の場所と別場所の写真があると良い）。
- ・生産者から搬入される「非辛みシシトウ」は、出荷調整場所へ直接生産者が搬入する。
⇒他のししとうが保管されている場所で一時保管しないように対策。
- ・収穫作業員に対し、『ししまろ』と表示して販売するにあたって対象外品種が混在しない対応が必要である旨の説明を必ず実施する。

別紙4

(例)

【実績報告用】生産者名簿（要綱第9条参考資料）

1 商標の使用を継続しますか。いずれかにチェックしてください。

継続する 継続しない（継続しない場合は別記第8号様式を提出）

2 生産者個人が申請

申請者氏名： 高知 ししお

どちらかにチェックしてください。

非辛み品種以外の栽培ほ場はあるが混入防止対策を実施するため、利用区分は**区分1**となります。

非辛み品種のみ栽培しているため、利用区分は**区分2**となります。

ほ場概要：

栽培体系	栽培面積 (a)	栽培品種
<input type="checkbox"/> 夏秋 <input checked="" type="checkbox"/> 促成 <input type="checkbox"/> 周年	10	高育交 15号
<input type="checkbox"/> 夏秋 <input checked="" type="checkbox"/> 促成 <input type="checkbox"/> 周年	10	土佐じしスリム

どちらかを選択して
記載してください。

3 出荷委託先が申請

申請団体：〇〇会社 〇〇地区〇〇出荷場 など

どちらかにチェックしてください。

部会員のうち、区分1または区分2を満たす生産者と他品種生産者が混在しているが混入防止対策を実施するため、利用区分は**区分3**となります。

部会員の全員が区分1または区分2を満たしているため、利用区分は**区分4**となります。

ほ場概要： いずれかにチェックしてください 夏秋 促成 周年

氏名	栽培面積 (a)	栽培品種	区分1又は2
南国 ししこ	10	高育交 15号	1
南国 ししこ	10	土佐じしスリム	1
丸ノ内 花子	6	高育交 15号	2
	≈	≈	≈
土佐 はなこ	6	高育交 15号	2

その他、本申請区分対象外 **5名、50a。**

※本申請区分対象外の収穫物については、別添混入防止対策をもとに明確に区分します。